

さいたま市子育て支援策検証業務

要求水準書

1 業務名

さいたま市子育て支援策検証業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月19日まで

3 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外

4 予算の上限額

18,997,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

本市の少子化・子育てをめぐる現状と課題を多角的に検証した上で、今後の少子化対策や子育て支援策の提言を取りまとめ、「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」を始めとする本市の少子化対策・子育て支援策の方針策定に寄与することを目的とする。

6 業務内容

本市のこれまでの少子化対策や子育て支援策の成果と課題を検証し、その検証結果を踏まえ、今後、本市が戦略的に取り組むべき少子化対策や子育て支援策の検討を進めることを念頭に、以下に示す業務を実施すること。なお費用が発生する場合はすべて受託者の負担とする。

(1) 本市の子育て支援策の効果検証

子育て世代や子育て関係者への意識調査、ヒアリング、他自治体との比較などを通じて、本市の少子化対策や子育て・教育施策の成果と課題を多角的に検証し、本市における少子化・子育てをめぐる現状と課題を明らかにする。

なお、検証に当たっては、本市における子ども（0～14歳）の転入超過数が9年連続で日本一である一方で、合計特殊出生率の低迷により少子化に歯止めが掛からない状況に着目し、本市が今後重点を置いて取り組むべき少子化対策や子育て支援策の検討に資するよう、特に本市の子育て環境の優位性や本市における少子化の背景・要因をできるだけ明らかにする姿勢で臨むことを前提とし、検証の範囲や方法は、自由に提案を求める。

(2) 今後の少子化対策及び子育て支援策に関する提言

(1)の検証結果や有識者の専門的知見を踏まえて、本市が今後重点を置いて取り組むべき少子化対策や子育て支援策に対する提言を取りまとめる。

なお、検討に当たっては、(1)の検証結果を基に、3人以上の有識者に意見を聴取するなど、専門的知見を導入することとし、有識者選任の視点や意見聴取の方法などについては自由に提案を求める。

(3) 検証結果の発信

(1)の検証結果や(2)の提言内容が見える化し、市民等との情報共有を図るため、検証結果報告書（7(2)の最終報告書）を作成するとともに、その概要や(1)及び(2)を通じて判明した本市の子育て環境の優位性や少子化に関する課題などを情報発信する。

なお、情報発信の開始時期は、令和6年12月下旬以降を想定し、効果的な情報発信の方法などについては自由に提案を求める。

※委託者では下記のとおり、情報発信することを予定している。

- ・市ホームページ上での情報発信
- ・記者発表（7(2)の最終報告書等を用いて、検証結果を公表することを想定）
- ・シティセールス活動（検証結果のうち、本市の子育て環境の優位性などシティセールスに寄与する部分を関係部署と共有し、シティセールス活動の中で活用することを想定）

7 成果物及び納期

(1) 中間報告書（納期 令和6年9月13日まで）

内容（6 業務内容(1)及び(2)の内容を盛り込むこと）

- ア ファイル綴 A4版 1部
- イ 電子媒体（DVD-R） 1式
- ウ その他委託者が必要と認めるもの

(2) 最終報告書（納期 令和6年12月13日まで）

- ア くるみ製本 A4版 1部
- イ 電子媒体（DVD-R） 1式
- ウ その他委託者が必要と認めるもの

8 その他

- (1)本要求水準書に記載のない事項及び疑義がある場合は、担当者と事前に協議し、その指示に従うこと。
- (2)受託者は、事業実施にあたり、適宜委託者との協議を行うこと。
- (3)本要求水準書で定める事項に逸脱する行為が受託者に認められた場合には、委託者は再調査の実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (4)受託者は、業務執行中に不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者に連絡するとともに、適切な処置を行わなければならない。
- (5)本業務を行うにあたり、第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理することとし、その経費は委託料に含む。
- (6)本業務に関する著作権、その他の権利はすべて委託者に帰属するものとする。ただし、必要な場合には委託者の許可のもとを使用することを認めるものとする。
- (7)受託者は、当該業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由をもってしても業務期間中及び業務期間終了後に第三者に漏らしてはならない。

- (8)本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。
- (9)「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。